40085

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自令和７年６月１日　至令和８年５月31日）

１　医療法人の概要

(1)名　　称　医療法人社団よろず循環器内科

①　□財団　■社団（□出資持分なし■出資持分あり）

②　□社会医療法人　□特定医療法人　□出資額限度法人

■その他

③　□基金制度採用　■基金制度不採用

注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2)事務所の所在地　山口県山口市糸米１丁目２番13号

注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3)設立認可年月日　平成17年11月24日

(4)設立登記年月日　平成17年12月１日

２　事業の概要

(1)本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	よろず循環器内科	3510312469	山口県山口市糸米１丁目２番13号	一般病床　０床 療養病床　０床 [医療保険　０床] [介護保険　０床]

注) 1. 地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2)当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年　７月28日　令和６年度決算の決定

様式１

事業報告書

医療法人整理番号			40085	
報告期間	自		令和7年6月1日	
	至		令和8年5月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		医療法人社団よろず循環器内科	
		分類①	社団（出資持分あり）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	出資額限度法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	山口県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	山口市	
		町名・番地	糸米一丁目2番13号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成17年11月24日	
	(4) 設立登記年月日		平成17年12月1日	
	(5) 理事長の氏名	姓	萬	
		名	忠雄	
	役員及び評議員の人数		6	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	よろず循環器内科		3510312469	山口市糸米							

戻る

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和7年7月28日	令和6年度決算の決定

様式２

法人名　医療法人社団よろず循環器内科
所在地　山口市糸米1丁目2番13号

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和　8年　5月　31日現在）

１．資　産　額	63,999 千円	
２．負　債　額	69,444 千円	
３．純　資　産　額	△ 5,445 千円	

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産	現金、預金、医業未収入金４・５月分、窓口未収入金 薬品、会館建設基金、貸倒引当金	39,140
B 固定資産	建物付属設備、医療機械、器具備品、車両、電話加入権 敷金、保険積立金、預託金他	24,859
C 資産合計	（A＋B）	63,999
D 負債合計	買掛金、未払金、預り金、未払法人税等、長期借入金	69,444
E 純資産	（C－D）	△ 5,445

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団よろず循環器内科
所在地　山口県山口市糸米1丁目2番13号

※医療法人整理番号 40085

貸借対照表
令和8年5月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	39,140	Ⅰ　流動負債	53,570
Ⅱ　固定資産	24,859	Ⅱ　固定負債	15,874
1 有形固定資産	9,363	（うち医療機関債）	
2 無形固定資産	107	負債合計	69,444
3 その他の資産	15,389	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ　出資金	10,000
		Ⅱ　積立金	-15,445
		（うち代替基金）	
		Ⅲ　評価・換算差額等	
		純資産合計	-5,445
資産合計	63,999	負債・純資産合計	63,999

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名 医療法人社団よろず循環器内科
所在地 山口県山口市糸米1丁目2番13号

医療法人整理番号	40085

損　益　計　算　書

自　令和7年6月1日　至　令和8年5月31日

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ　事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		234,773
2 事業費用		237,693
本来業務事業損失		2,920
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		0
事業損失		2,920
Ⅱ　事業外収益		3,037
Ⅲ　事業外費用		212
経常損失		95
Ⅳ　特別利益		
Ⅴ　特別損失		30
税引前当期純損失		125
法人税等		71
当期純損失		196

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名　医療法人社団よろず循環器内科

所在地　山口県山口市糸米1丁目2番13号

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団よろず循環器内科
理事長　萬　忠雄　　殿

私（注 1）は、医療法人社団よろず循環器内科の令和 7 会計年度（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1)事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成しているものと認めます。
(2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3)計算書類は、法令及び定款（寄附行為）準拠して、作成されているものと認めます。
(4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 25 日
医療法人社団よろず循環器内科
監事　宮崎　真央

(注 1) 監査法人が複数の場合には、「私たち」とする。
(注 2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。